

土 総 第 8 9 2 号  
令和 6 年 3 月 1 2 日

島根県建設産業団体連合会 会長 様

島 根 県 土 木 部 長  
( 土 木 総 務 課 )

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法について (通知)

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があります。

工事の発注にあたっての建設業者の選定方法について、下記のとおり変更します。

また、この通知に伴い、平成18年2月20日付け土総第1419号「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法について (通知)」は令和6年3月31日をもって廃止します。

記

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者(組合(共同企業体を含む。2.(3)において同じ。))にあってはその構成員)の関係が、記2に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれかに該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下②において同じ。)と親会社等(同法第4条の2に規定する親会社等をいう。以下②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社などをいう。以下同じ)の一方が民事再生法第2条の第4号に規定する再生手続きが存続中の会社など又は更生会社(会

社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社。合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行するものであって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3 入札参加者への周知方法

基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

(1) 一般競争入札にあつては入札公告

(2) 簡易型一般競争入札にあつては入札公告

(3) 指名競争入札にあつては指名通知書

### 4 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札(基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は、入札に関する条件に違反した入札として、無

効として取り扱うものとする。

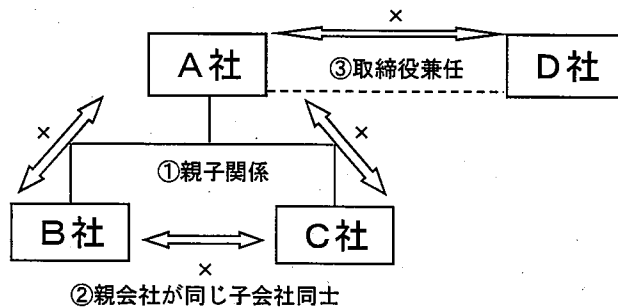
ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5 適用月日

令和6年4月1日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

【同一入札への参加が制限される場合】

イメージ図



制限基準

- ①親会社と子会社の二者
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員等の兼任等

※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

——— 資本関係の繋がりがり      - - - - - 役員等の兼任あり

⇔<sup>x</sup> 同一入札への参加が制限される場合

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする小会社同士の関係にある場合

※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

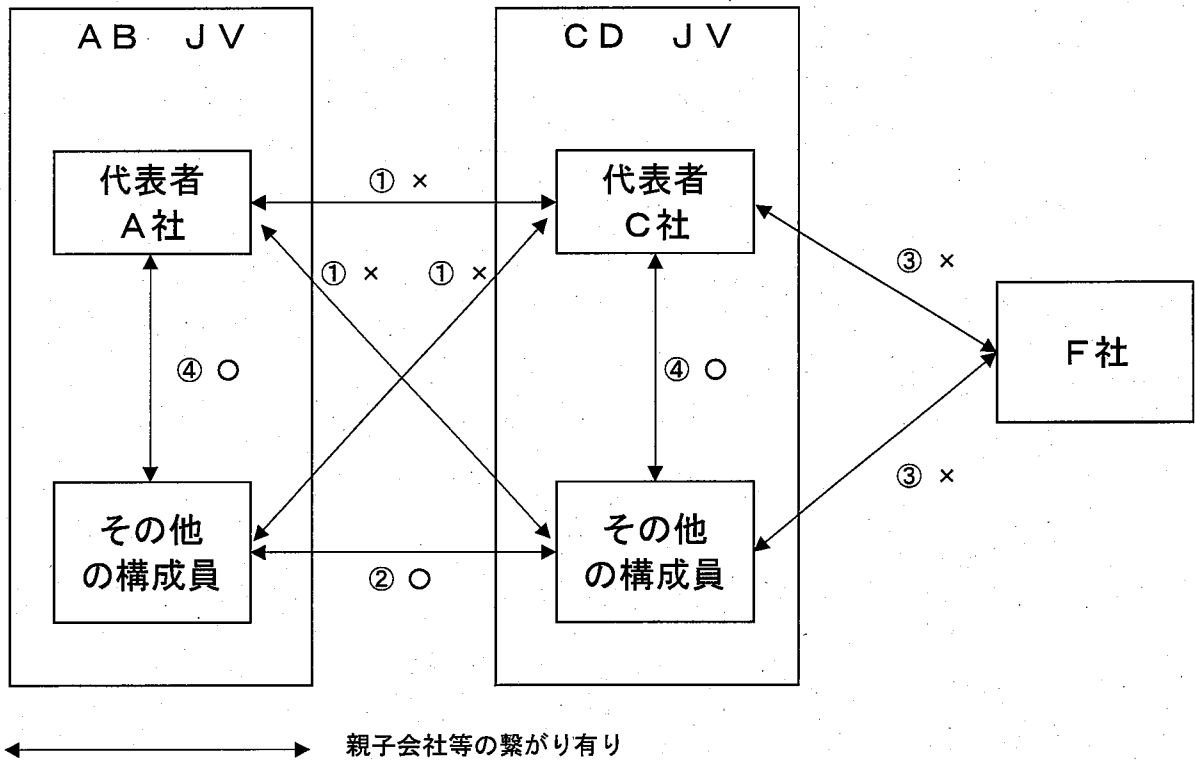
○経常建設共同企業体の取扱い

資本関係等がある会社同士が、それぞれ別の経常建設共同企業体を組んでいる場合において、これらのうち、いずれか1社でも各々の経常建設共同企業体の代表者になっている場合は、同一入札について、資本関係がある会社を含む経常建設共同企業体のうち、いずれか1社の経常建設共同企業体しか入札への参加はできません。

(資本関係等がある会社全てが、それぞれ経常建設共同企業体の代表者以外の構成員であれば、全ての経常建設共同企業体が同一入札に参加することができます。)

◎特定建設工事共同企業体の取り扱い

- ①親子会社等が、それぞれ別の共同企業体を組んでいる場合において、これらのうち、いずれか1者でも各々の共同企業体の代表者になっている場合は、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することはできません。
- ②親子会社等の全てが、それぞれ共同企業体の代表者以外のその他の構成員であれば、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することができます。
- ③共同企業体の代表者又はその他の構成員が他の入札者と親子会社等の場合は、同一入札に参加することはできません。
- ④親子会社等同士が同一の共同企業体を組んでいる場合は、同一入札への参加の制限に該当しません。



○役員 の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

○親会社、子会社の定義

**会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社**

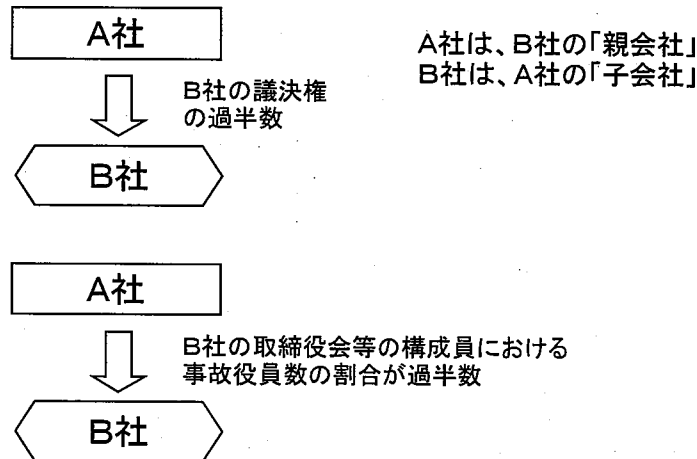
第2条第3号 子会社

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

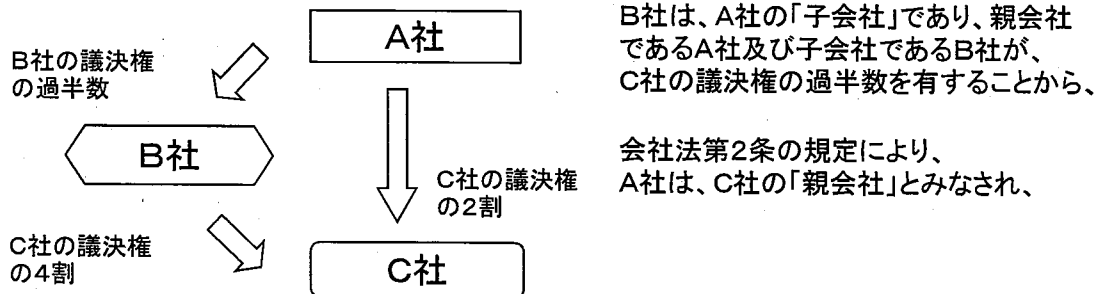
第2条第4号 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ケースⅠ



ケースⅡ



	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ

A社

↓ B社の議決権  
の過半数

B社

↓ C社の議決権  
の過半数

C社

B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—